明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（環境五）　二

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（デジタル庁・法務三、四）　二

○計算担当機関の指定に関する件（総務三〇）

○日本国に帰化を許可する件（法務三一）

○保安林の指定をする件（農林水産二八三～二九四）　三

○肥料を登録した件（同二九五）

○自動車の型式指定を取り消した件（国土交通八八）

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁八）　六

○緊急指定種の指定を解除する件（環境五）

○環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（同六）

○環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（同七）　七

○廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（同八）

○道路に関する件（東北地方整備局一六）

○道路に関する件（関東地方整備局三七）

○都市計画に関する件（北陸地方整備局九～一一）

○道路に関する件（北海道開発局七～一一）　八

〔国会事項〕　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二六

会社その他

省　令

○環境省令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十三日

環境大臣　伊藤**信**太郎

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成十三年環境省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
附　則 1・2　（略） （この省令の失効） 3　この省令は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。	**附　則** 1・2　（略） （この省令の失効） 3　この省令は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。